

○ 財務省告示第 305 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 29 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 12 日

財務大臣 鈴木 俊一

1	名称及び記号	利付国庫債券（40 年）（第 16 回）
2	発行の根拠法律 及びその条項	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条 第 1 項及び特別会計に関する法律（平 成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平 成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」 という。）の規定の適用を受けるもの とし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札に よる発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いもの からその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で 699,600,000,000 円 うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基 づく発行した利付国債については、額 面金額で 641,773,600,000 円、特別会 計に関する法律第 46 条第 1 項の規定 に基づき発行した利付国債について は、額面金額で 57,826,400,000 円
7	払込金額	599,557,200,000 円
8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。
10	発行日	令和 5 年 11 月 29 日
11	発行価格	額面金額 100 円につき 85 円 70 銭
12	利率	年 1.3%
13	経過利子の払込 み	募入決定の通知を受けた者は、払込金 額に加え、次の算式により算出した金

額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{70}{365}$$

- 14 初期利子 令和 6 年 3 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 15 第 2 期以後の利子 毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。

- 16 償還期限 令和 45 年 3 月 20 日

- 17 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円

- 18 元利金支払場所 日本銀行

- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者

- 20 払込期日 令和 5 年 11 月 29 日